

# 八王子市社会福祉協議会の 進める地域福祉について

～地域福祉推進拠点/CSWの役割について～



あなたもわたしも主役  
— つながりあい、支えあうまち はちおうじ —

作成：社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会



# 社会福祉協議会とは

法律上の位置づけ

社会福祉法第109条に規定

設置目的

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」

行う事業

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



# 活動目的は？

- \* 住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進をめざしています。



# 八王子市社会福祉協議会組織図

(令和2年10月1日現在)

事務局長

第2層生活支援  
コーディネーター

福祉総務課

学童保育課

市民力支援課

支えあい推進課

生活支援相談担当

権利擁護担当  
成年後見・あんしんサポートセンター八王子

長房ふれあい館

恩方老人憩の家

総務担当

学童保育44ヶ所

学童事業総括担当

学童総務担当

ボランティアセンター南大沢分室

CSW

地域福祉推進拠点  
大和田

地域福祉推進拠点  
浅川

地域福祉推進拠点  
川口

地域福祉推進拠点  
石川

地域福祉推進拠点  
恩方

地域福祉推進拠点  
台町

地域福祉推進拠点  
由木東

地域福祉推進拠点  
由木

地域福祉推進拠点  
由井



# 地域福祉推進拠点と コミュニティソーシャルワーカー

# 八王子社協の地域福祉推進の基本理念

## 第Ⅰ部 計画策定にあたって —基本理念と重点課題—

基本理念

**あなたもわたしも主役**

— つながりあい、支えあうまち はちおうじ —

重点課題

1 地域における虐待・孤立化の防止

2 地域における社会的弱者の支援

3 地域における災害時の要援護者支援

## 第Ⅱ部 地域福祉活動計画

- 1 地域で支えあう
  - 社会的孤立や虐待を防止する居場所とネットワーク、人材育成の充実 —
- 2 地域で安心して暮らす
  - 生活と権利を守る —
- 3 災害に強い地域づくり
  - 災害時に備えた日頃からの取組み —

## 第Ⅲ部 社協発展・強化計画

- 1 経営理念・組織運営方針・目標
- 2 組織体制
- 3 人材育成
- 4 財務

# 地域福祉推進拠点設置について

地域福祉推進拠点は、第2次いきいきプラン八王子で日常生活圏域（高齢者あんしん相談センター圏域）ごとに1か所ずつ計15か所、第3次いきいきプラン八王子で計21か所の開設を目指しています。地域福祉推進拠点には、CSWが各1名ずつ配置されています。  
令和2年度4月時点の地域福祉推進拠点の設置状況は以下のとおりです。

## 平成26年度から現在までの地域福祉推進拠点設置の経過

| 平成26年度                             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度  | 平成30年度   | 令和元年度   | 令和2年度                             |
|------------------------------------|--------|--------|---|--|---|-----------------------------------|
| 【12月】<br>西部圏域<br>地域福祉推進拠点<br>石川 開設 |        |        | 【4月】<br>西部圏域<br>地域福祉推進拠点<br>川口 開設<br><br>【3月】<br>西南部圏域<br>地域福祉推進拠点<br>浅川 開設<br><br>中央圏域<br>地域福祉推進拠点<br>大和田 開設 | 【10月】<br>東南部圏域<br>地域福祉推進拠点<br>由井 開設<br><br>【2月】<br>東部圏域<br>地域福祉推進拠点<br>由木 開設 | 【6月】<br>東部圏域<br>地域福祉推進拠点<br>由木東 開設<br><br>【3月】<br>中央圏域<br>地域福祉推進拠点<br>台町 開設 | 【4月】<br>西部圏域<br>地域福祉推進拠点<br>恩方 開設 |

# 地域福祉推進拠点の体制について

## 地域福祉推進の6つの圏域



| 圏域  | 地域福祉推進拠点                  |
|-----|---------------------------|
| 北部  | 石川 (石川事務所2階 ☎649-3390)    |
| 西部  | 川口 (川口事務所2階 ☎652-9116)    |
|     | 恩方 (恩方事務所内 ☎659-1107)     |
| 西南部 | 浅川 (浅川市民センター ☎629-9444)   |
| 中央  | 大和田 (大和田市民センター ☎649-3228) |
|     | 台町 (台町市民センター ☎649-6955)   |
| 東南部 | 由井 (由井市民センター ☎683-2111)   |
| 東部  | 由木 (由木中央市民センター ☎670-9885) |
|     | 由木東 (由木東事務所内 ☎682-4885)   |

| 圏域  | 担当区域  |
|-----|---|
| 北部  | ⑦高倉町 石川町 平町 宇津木町 小宮町 久保山町 大谷町 丸山町<br>⑧尾崎町 左入町 滝山町 梅坪町 谷野町 みつい台 丹木町 加住町 宮下町 戸吹町 高月町  |
| 西部  | ⑨川口町 上川町 犬目町 榎原町 美山町<br>⑩下恩方町 上恩方町 西寺方町 小津町<br>⑪上壺分方町 諏訪町 大楽寺町 四谷町 弐分方町 川町 叶谷町 泉町 横川町 元八王子町一～三丁目 長房町 (194-2～197-22、202-4)   |
| 西南部 | ⑫並木町 長房町 (水崎町会、194-2～197-22、202-4を除く) 城山手<br>⑬散田町 山田町 めじろ台<br>⑭東浅川町 初沢町 高尾町 南浅川町 西浅川町 裏高尾町 廿里町 狭間町 (1389、1504-2、1682-1999)<br>⑮館町 桐田町 寺田町 大船町 狭間町 (1450-1465)   |
| 中央部 | ①日吉町 千人町 元本郷町 追分町 長房 (水崎町会)<br>②八幡町 八木町 平岡町 本郷町 大横町 小門町 台町二～四丁目 (台町二丁目5.6、三丁目1～3除く)<br>③子安町 寺町 天神町 南新町 万町 上野町 緑町 台町一丁目 台町二丁目5.6 台町三丁目1～3 旭町1-18<br>④横山町 八日町 本町 元横山町 田町 新町 明神町 東町 旭町 (1-18除く) 三崎町 中町 南町<br>⑤中野町 暁町 (1-49除く) 中野山王 中野上町 清川町<br>⑥大和田町 富士見町 大谷町の一部 暁町一丁目49 |
| 東南部 | ⑯小比企町 片倉町 西片倉 宇津貫町 みなみ野 兵衛 七国<br>⑰北野町 打越町 長沼町 絹ヶ丘 北野台   |
| 東部  | ⑱下柚木 上柚木 中山 越野 南陽台 堀之内<br>⑲東中野 大塚 鹿島 松が谷<br>⑳鑑水 南大沢 松木 別所   |

# CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)とは

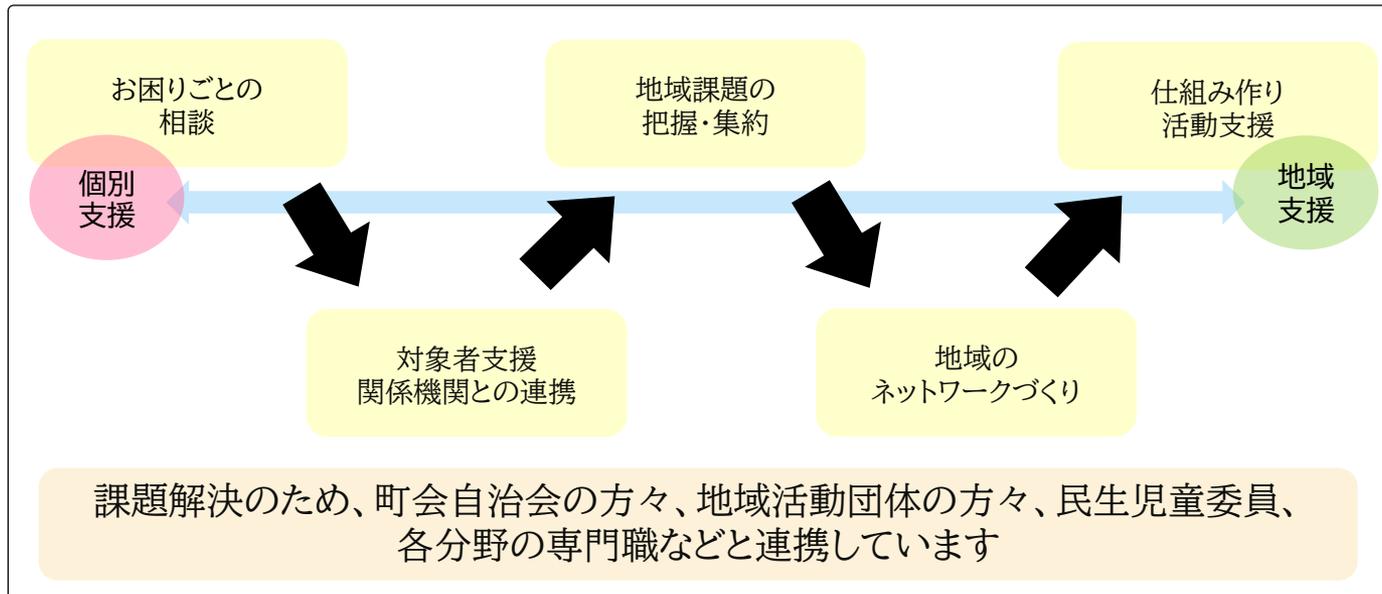
CSWは「地域のことは地域力で解決」することを目標とし、以下の3つの働きを果たします。

- ① 地域課題・生活課題の相談員(窓口)です
- ② 内容に応じて公的機関やサービスにつないだり、ボランティアとの仲介を行います
- ③ 解決するために専門機関と連携して、地域の方と課題を共有し、地域活動の支援を行います

地域生活を送るうえで、「どこに相談したらよいかわからない」ような、いわゆる制度の狭間の課題、既存の制度では対応困難な課題を抱える方への寄り添った支援を行います。

また、地域の組織や関係機関と協力、連携しながら、地域の様々なネットワークを活かして課題解決を目指し、だれもがより暮らしやすい地域づくりのための取り組みを行います。

地域全体でとらえるべき課題がある場合は、地域のネットワークの中で課題を共有し、生活支援コーディネーターと連携して仕組み作りやそれに伴う住民の方々の取組の支援を行います。

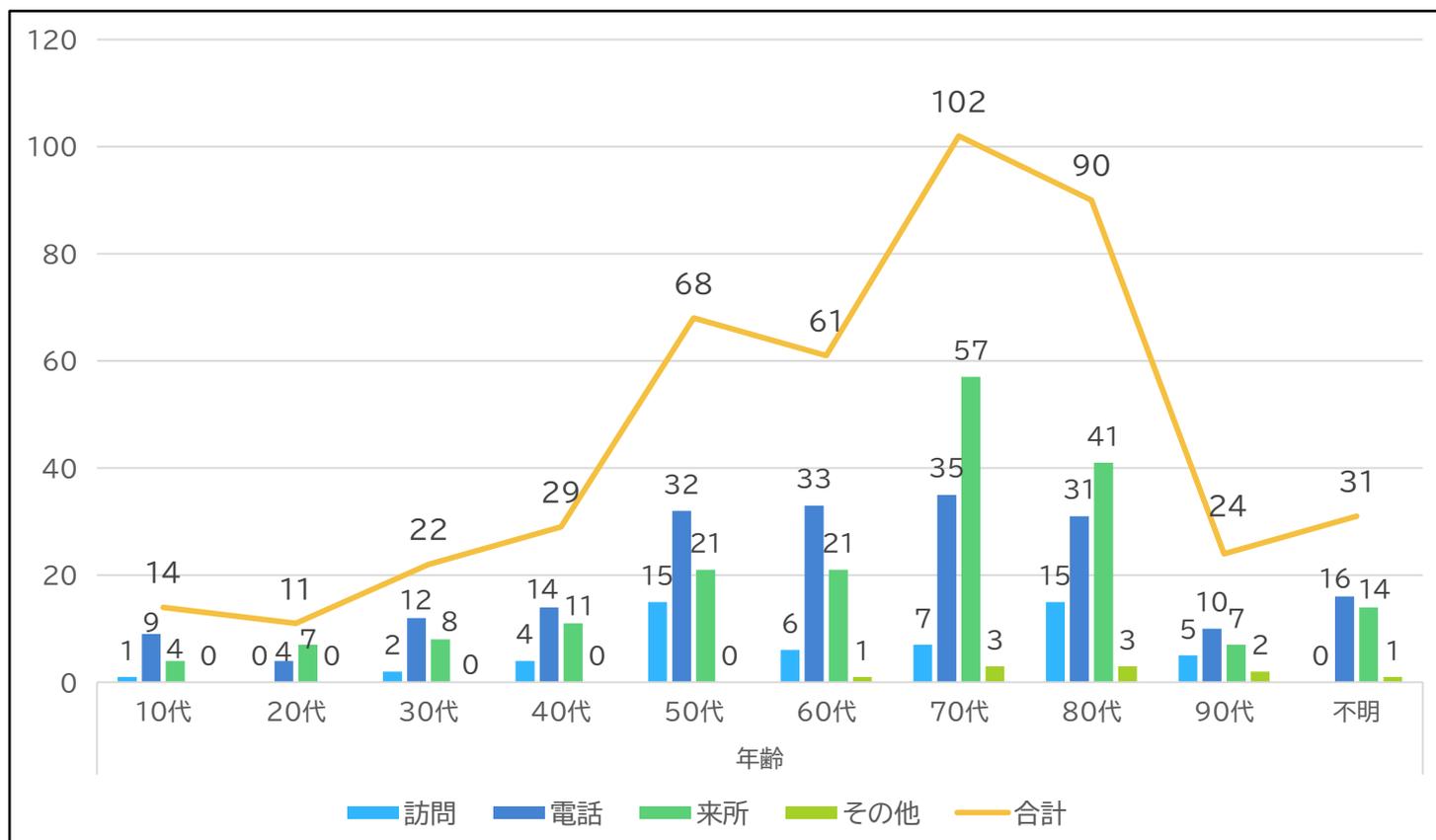


# CSWの活動実績(令和元年度)①

○新規相談件数 (9拠点合算)

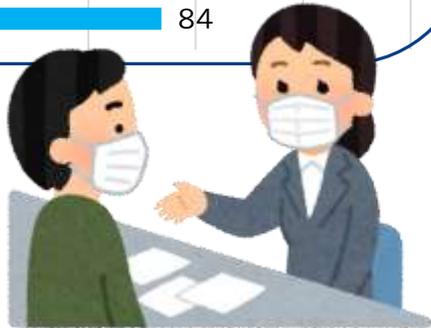
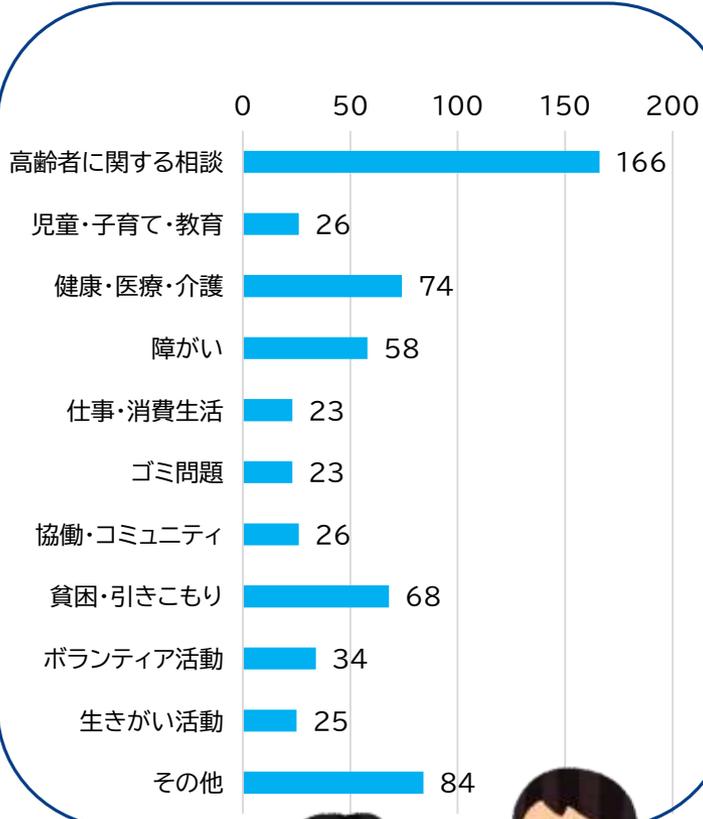
個別相談 370件 地域相談42件

○相談者(個別)の年齢と相談方法



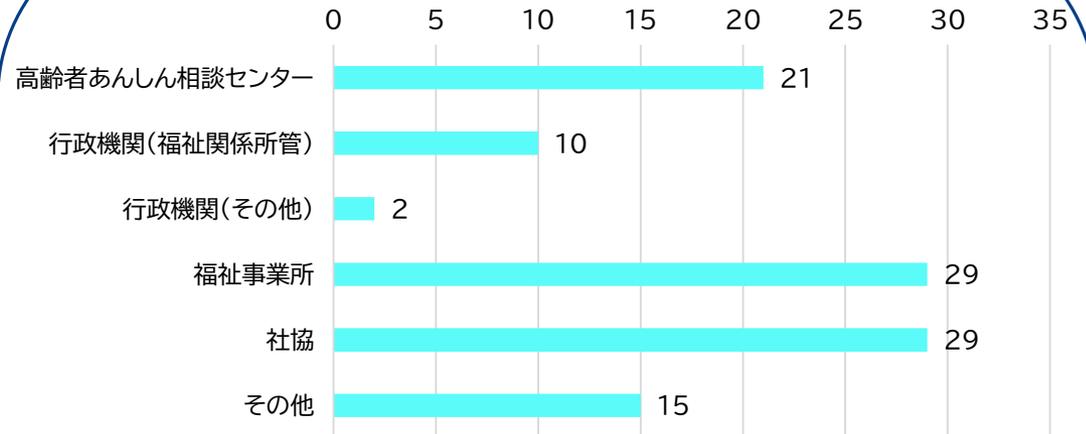
# CSWの活動実績(令和元年度)②

## ○相談内容(重複あり)

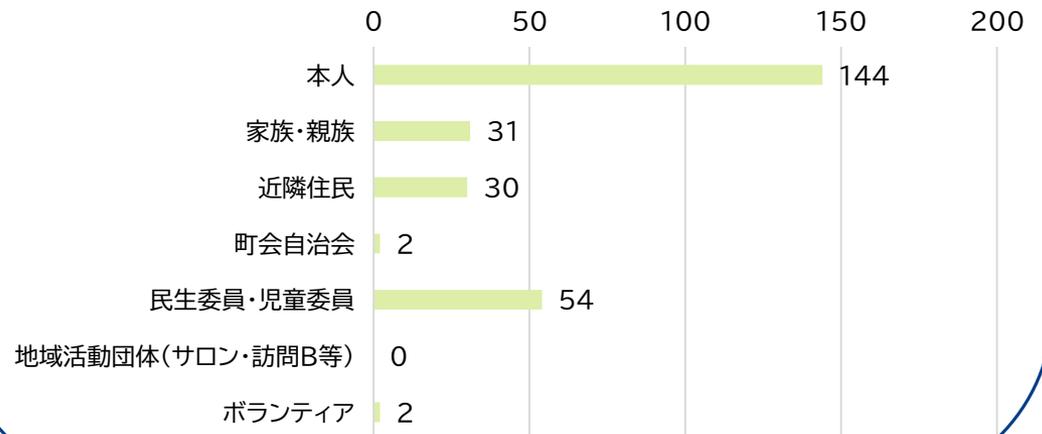


## ○相談経路

### フォーマル資源



### インフォーマル資源



# CSWの活動事例の紹介

事例:80代母親と50代の娘が同居する世帯の堆積したごみの処分

## ○相談者

母親・担当ケアマネ

## ○相談内容・経緯

一軒家に居住しており、母親の部屋はヘルパーさんが定期的に掃除をしてくれているが、同居の家族がいるため、共有スペースおよび母親の寝室以外は掃除の対象になっていない。

娘は母親の世話(買物や病院の付き添い)をしており、親子関係は良好だが、昔から片付けが苦手で、同居するようになってからごみの堆積が進み、自分たちではどうすることもできなくなってしまった。堆積した大量のごみの処分をしたいとケアマネからCSWに相談が入った。

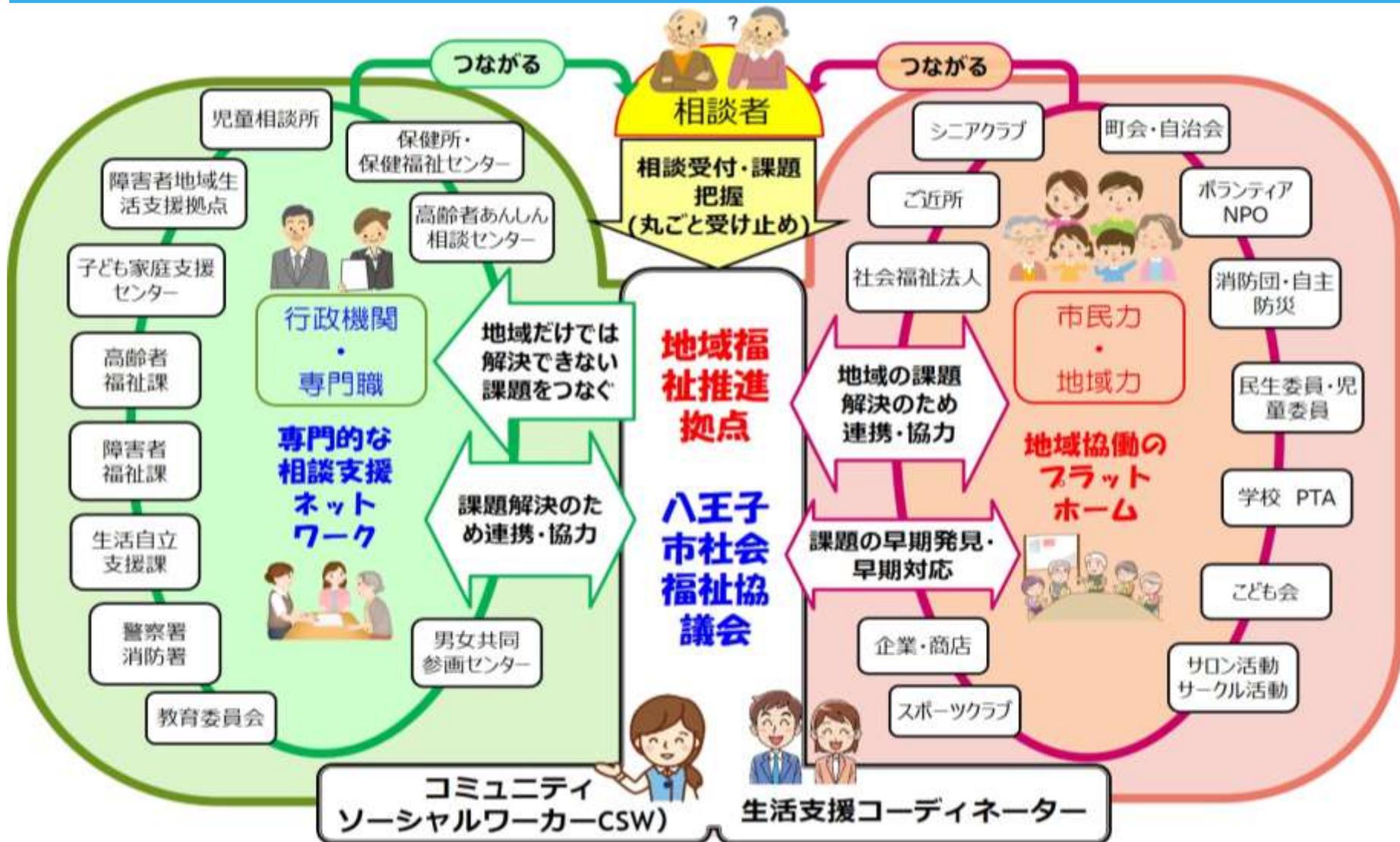
## ○支援内容

この状態が続くのは母親の健康面を含め衛生的にもよくないため、片付けの必要性を娘さんに理解してもらい、娘さんと、担当CSW・有償ボランティア・他社協職員で月1~2回程度清掃作業に入り、3か月かけ、ゴミの処分を行った。

清掃は定期的な訪問を実施し、こまめな清掃を促しつつ、片付けができない娘さんに医療的な支援が必要か検討している。



# 地域のことは地域力で解決 ～地域における包括的な相談・支援体制のイメージ～



ご清聴ありがとうございました。